

東邦大学医学部附属病院長選任規程

第1章 総則

第1条 この規程は東邦大学医学部附属病院長（大森病院長、大橋病院長及び佐倉病院長。以下「病院長」という。）選任等に関する必要な事項を定める。

第2条 病院長の選任はこの規程に基づいて実施する。

第2章 病院長選任

第3条 次の各号いずれかの期日に病院長を選任する。

- (1) 任期満了日の30日以前。
- (2) 規程に基づいて解任請求が成立し辞表を提出した日から起算して90日以内。
- (3) 欠員になった時その日から起算して90日以内。
- (4) 6ヶ月以上その職務を遂行できない事情が生じた日から起算して90日以内。

第4条 前条(3)及び(4)に該当する場合、病院長はあらかじめ代理を指名することができる。ただし、その結果を理事会に報告し承認を受けなければならない。

2 前条(2)に該当する場合、理事会は代行を指名することができる。ただし、その代行期間は新病院長決定までとする。

第5条 病院長の被選任権者は医学部教授会（以下「教授会」という。）の構成員である専任教授とし、その中から病院長候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において選出された者を病院長候補者として選考した者とする。

2 特定機能病院の被選任権者については前項に加えて医療の安全の確保のために必要な資質及び能力（医療安全管理業務の経験や患者安全を第一に考える姿勢及び指導力を含む）及び組織管理能力等の当該病院を管理運営する上で必要な資質及び能力（当該病院内外での組織管理経験を含む）を有する者とする。また、選考に当たって、選考委員会は、求める資質及び能力についてあらかじめ当該病院のホームページに公表しなければならない。

3 医療安全管理者業務の経験とは、各号のいずれかの業務に従事した経験を有する者とする。

- (1) 医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者の業務
- (2) 医療安全管理委員会の構成員としての業務
- (3) 医療安全管理部門における業務
- (4) その他上記に準じる業務

第6条 病院長選任の方法は次の順序による。

- (1) 選考委員会は第3条(1)の場合はその日の前90日以内に、その他の場合はそれぞれその日から起算して30日以内に病院長候補者2名を選出し、その氏名及び略歴等の必要事項を理事会に通知する。
- (2) 理事会は選考委員会の選出した候補者の中から病院長予定者を選任する。
- (3) 理事会は病院長予定者を教授会に報告する。
- (4) 理事会は、特定機能病院における病院長予定者について、選考結果、選考過程及び選考理由を当該病院のホームページに公表しなければならない。

第3章 病院長候補者選考委員会

第7条 第6条に規定する病院長候補者を選出するために附属病院ごとに選考委員会を設ける。

第8条 選考委員会は当該病院ごとに理事長、常務理事、学長、医学部長、医学部教員会の構成員かつ当該病院の診療科に所属する教授3名、准教授1名及び講師1名で構成される。

2 ただし、特定機能病院の選考委員会については、前項の構成員の他に外部委員2名以上を加えなければならない。

3 選考委員会委員となる教授、准教授及び講師は当該病院の診療科に所属する医学部教員会当該部会員の互選で選出する。また、外部委員は医学部長と副医学部長で協議し選出する。

4 前項の結果は、教授会の承認を得なければならない。

5 選考委員会の任期は病院長の任期の前90日以内から病院長予定者確定の日までとする、ただし、再任は妨げない。

6 選考委員会は委員の互選により委員長1名、副委員長2名をおく。委員長は選考委員会を招集し、その議決を統括する。

7 選考委員会は病院長候補者選出に関わる一切の業務を行う。また、選考委員会の議決要件は同委員会で決定する。

8 選考委員会委員に事故があったとき、あるいは病院長候補者に選出されたときは、選出母体から補充する。

9 医学部長は特定機能病院の選考委員会委員については、委員名簿、委員の選定理由及び委員の経歴を当該病院のホームページ等で公表しなければならない。

第9条 外部委員は、当該病院と特別の関係がない者から選任しなければならない。

2 特別の関係がある者とは次に挙げる条件を満たす者とする。

(1) 過去10年以内に当該病院の開設者と雇用関係にあること。

(2) 過去3年間において、一定額（年間50万円）を超える寄付金又は契約金等を当該病院の開設者から受領していること。

(3) 過去3年間において、一定額（年間50万円）を超える寄付を当該開設者に対して行っていること。

第4章 解任請求

第10条 病院長の解任請求は次の事由が生じたときに成立する。

(1) 医学部教員会に所属しかつ当該病院診療科に所属する教員（研究生を含む）の3分の1以上が連名により、その理由を明示して病院長信任投票選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に請求したとき。

(2) 当該病院に勤務する医学部協議会の構成員の3分の1以上が連名により、その理由を明示して選挙管理委員会に請求したとき。

第11条 前条のいずれかに該当したとき、選挙管理委員会はその日から起算して1週間以内に、当該病院に勤務する医学部協議会の構成員による信任投票を行う旨を告示しなければならない。信任投票は告示後1週間以内に行うものとする。

2 信任投票において有効投票の過半数の不信任を得たとき辞表を提出して解任が成立する。

第5章 病院長信任投票選挙管理委員会

第12条 選挙管理委員会は当該病院診療科に所属する医学部教員会会員が選出した5名の委員（教授部会2名、准教授部会1名、講師部会1名、教室員部会1名）によって構成される。ただし、特定機能病院の選考委員会については、外部委員2名以上を加えなければならない。

2 選挙管理委員会の任期は第13条に定める病院長の任期と同じとする。ただし再任は妨げない。

3 選挙管理委員会は互選により委員長1名、副委員長1名をおく。委員長は選挙管理委員会を招集し、その議決を統括する。

4 選挙管理委員会は信任投票に関する一切の業務を行う。また、選挙管理委員会の議決要件は選挙管理委員会で決定する。

5 選挙管理委員に事故があったとき、あるいは病院長に選任されたときは選出母体から補充する。

第6章 任期

第13条 病院長の任期は選出年の7月1日から3カ年後の6月30日とし、再任は妨げない。但し再任は1回に限る。

第14条 在任中に定年に達する者は被選任権を有さない。ただし、定年後の病院長任期が残り3ヶ月以内である者は、この限りではない。

第15条 第3条(2)から(4)の後任者の任期は前任者の残任期間とする。また、代行の期間は如何なる場合も6ヶ月を超えないものとする。

第7章 補則

第16条 この規程における信任投票は代理投票を認めない。

2 不在者投票は選挙管理委員会に理由を明示して届け出た者についてのみ認める。ただし、長期出張者、海外留学生、休職中の者については不在者投票は認めない。

第17条 この規程に記載のない事項または疑義が生じた場合は教授会、教員会議及び医学部協議会の合議により解決する。

第18条 教授会、教員会議あるいは医学部協議会の機構が変更される時、この規程の改廃については3者の合議により解決する。

附 則

この規程は教授会、教員会議、医学部協議会及び東邦大学学長の承認を受けて発効する。

(平成14年12月19日発効)

この規程は教員組織改編に伴う改正のうへ、平成19年4月1日から施行する。

この規程は一部改正(特定機能病院病院長選任項目の追加)のうへ、令和2年4月1日から施行する。

この規程は一部改正(特定機能病院における病院長被選任権者に関する事項、及び、選任実施日程の変更)のうへ、令和3年1月1日から施行する。